

## 「住民票の写し」の注意事項

- ※ 「住民票の写し」とは、居住地を管轄する市区町村役場が申請者に交付したそのものをいい、交付を受けたものをコピーしたものではありません。
- ※ 「住民票の写し」は、本籍（外国人の場合は国籍）の記載があり、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものの交付を受けてください。
- ※ 「住民票の写し」は、発行日から概ね3ヶ月以内のものを使用してください。
- ※ 個人番号（マイナンバー）が記載された「住民票の写し」を持参された場合は、サインペン等で個人番号（マイナンバー）記載部分をマスキングしていただきます。